

## 西宮市公共サイン設置に関する取扱い要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公共団体等が表示し、又は設置する公共サインの取扱いに関して必要な事項を定め、もって西宮市の良好な景観を形成し、若しくは維持し、又は風致を維持するとともに、公共サインの情報伝達性を向上することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共団体等 国、地方公共団体及びそれらの団体が出資若しくは出捐している、又は構成員の全部若しくは一部として組織された団体及びそれらの団体が公の施設の管理者として指定する者（以下、指定管理者という）をいう。
- (2) 公共サイン 屋外広告物法第2条第1項の規定により定義された屋外広告物のうち、公共団体等が、規制誘導、利用案内及び注意喚起など住民の移動の円滑化、利便性及び安全性の向上などを目的に屋外や公共地下通路に表示し、又は設置するものをいう。

### (公共団体等の責務)

第3条 西宮市及び西宮市所管公共施設の指定管理者は、市長が定める「西宮市公共サインデザインマニュアル」に適合する公共サインを表示し、又は設置し、かつ、これらを適正に管理しなければならない。

2 前項以外の公共団体等は、市長が定める「西宮市公共サインデザインマニュアル」に適合する公共サインを表示し、又は設置し、かつ、これらを適正に管理するように努めなければならない。

### (届出・協議)

第4条 公共サインを表示し、又は設置しようとする者は、西宮市屋外広告物条例施行規則第11条第1項で定めるところにより、その内容を市長に届け出て、協議しなければならない。

### (適用除外)

第5条 西宮市屋外広告物条例施行規則第11条第1項で定める市長が別に定める広告物等は、次に掲げるものをいう。

- (1) 道路、公園及び水路等の都市基盤施設の管理者等が、従前に市長と協議を行った整備計画に基づき表示し、又は設置するもの。

- (2) 法令の規定により表示し、若しくは設置するもの又は工事用の広告物。
- (3) 道路又は交通管理者が表示し、又は設置する交通安全に係る注意喚起や道路交通情報の周知等の広告物。
- (4) 美術館又は博物館のイベント告知のためのもの。
- (5) 恒久的な掲示板内へ掲出するポスター、貼り紙及びそれらに類するもの。
- (6) イベント期間中にイベント会場内に表示し、又は設置するもの。
- (7) 不特定多数が通行しない公共施設へ表示し、又は設置するもの。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、別途市長が不要と認めるもの。

#### 付 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。